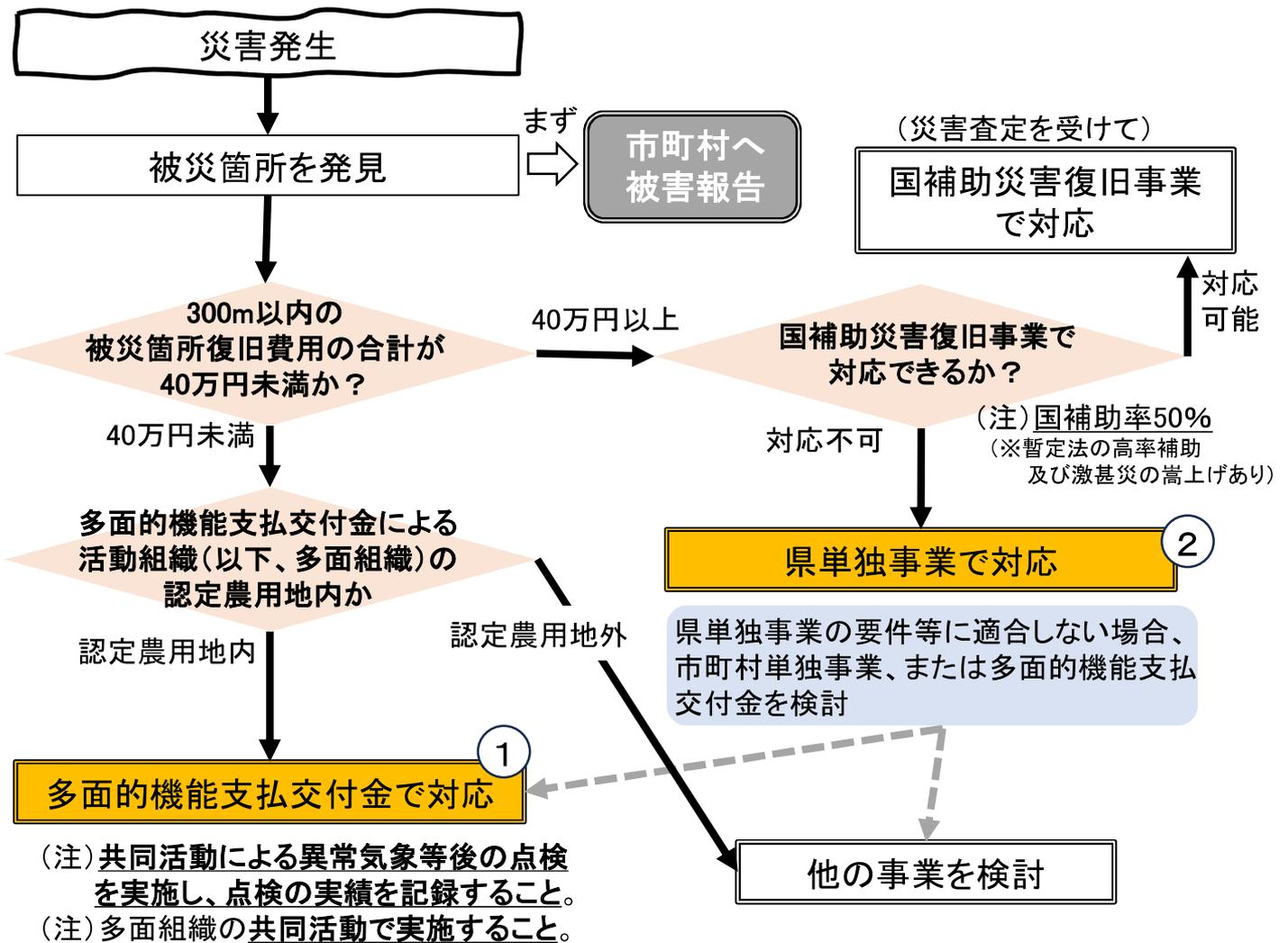


小規模な被災箇所への対応事業選定フロー



多面的機能支払交付金 ①		県単独農業農村整備事業(災害復旧関連) ②	
		土地改良施設緊急修繕整備 (地域営農確立促進事業 一般型)	農地災害緊急復旧 (地域営農確立促進事業 一般型)
支援対象	農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動等 自然災害による農地や農業用施設等の被災箇所の復旧活動	事業対象 突発的な自然要因などにより緊急に修繕等が必要となった土地改良施設	中山間指定地域における災害復旧事業の要件に満たない農地災害
支援対象者	農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織	事業主体 土地改良区、施設管理団体、地域営農組合	市町村、土地改良区
補助率	国1/2、県1/4、市町村1/4	補助率 当該事業の100分の40以内 (中山間指定地域100分の50以内)	当該事業の3分の1以内
事業内容	地域の共同活動で対応できる範囲の復旧活動 (崩れた畦畔の復旧、農用地等に堆積した土砂や流木等の撤去、破損した水路の補修など)	事業内容 緊急修繕整備(土地改良施設の修繕で、緊急性が認められるもの)	農地災害復旧(復旧工法は、原則、災害復旧事業に準じる)
支援要件	(1箇所あたり事業費40万円未満) ・被災箇所が、多面的機能支払交付金を活用している活動組織が計画に定めるに認定農用地の範囲内。 ・活動組織(地域)の共同活動としての実施。 ・災害後(異常気象後)の点検の実施と記録。	採択要件 ・1箇所あたり事業費40万円以上。 ・複数被災箇所を同一箇所としてとらえる場合は、各被災箇所間距離が300m以内。	・中山間地域における被災農地。 ・1箇所あたり事業費40万円以上。 ・豪雨災害の場合、被災当時における最大24時間雨量が40mm以上。 ・複数被災箇所を同一箇所としてとらえる場合は、各被災箇所間距離が300m以内。

災害復旧作業の取扱い

- 農地維持活動の「異常気象時の応急措置」で復旧作業の実施が可能
- 災害時の対応方法については、予め総会等で合意が必要
- 活動要件を満たすことを前提に、農地維持と資源向上(共同)の交付金の活用が可能(長寿命化からの流用は不可)
- 実施にあたっては、施設管理者との協議が必要
- 甚大な自然災害の場合、「復旧活動の実施により、今年度の活動要件を満たすとみなす」等の特例措置を適用